

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

●電子署名法

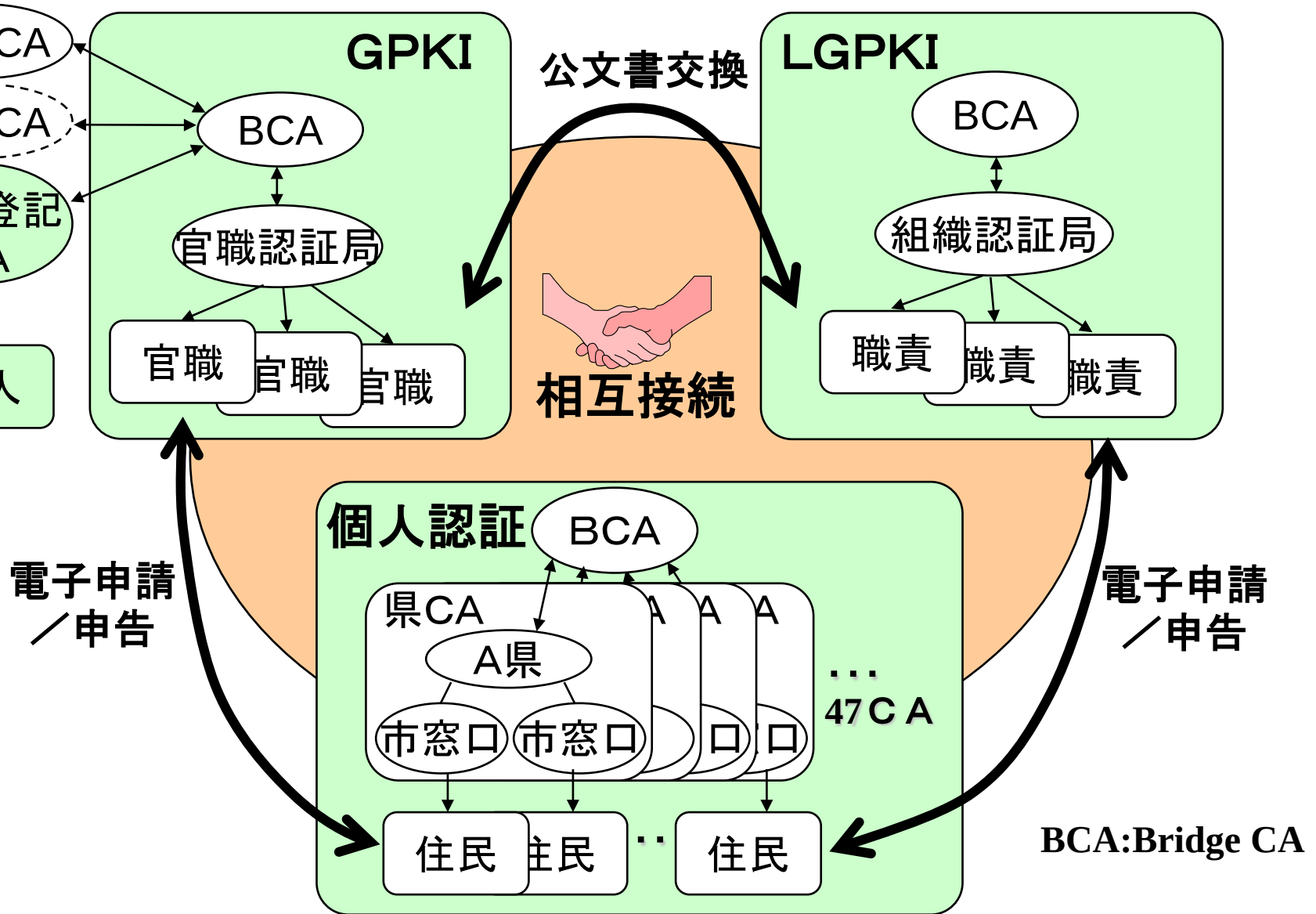
- ・ 電子署名及び認証業務に関する法律
- ・ 民事訴訟法228条1項

文章は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

●公的個人認証サービスに関する法律

- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
(公的個人認証法)
- ・ インタネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、
他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざん
されていないことを確認するための機能

5. 電子署名・電子認証に対する取組み



5. 電子署名・電子認証に対する取組み

認証基盤名	発行者		ユーザ		法律	用途
GPKI	官	各省庁	官	政府官職		G to G,B,C
LGPKI		県CA		地方官職		G to G,B,C
法務省商業登記		法務省	民	法人代表者	○	B to G,B,C
公的個人認証サービス		県知事		住民	○	C to G
特定認証局	民	民間事業者		自然人	○	C to G,B,C
その他の認証局		民間事業者等		人、物、アドレス、他		B,C to B,C

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

●日本語の「認証」という言葉は、主に以下のような4つの意味で用いられる

- 本人確認 (Identification)

検証者が被検証者の本人性を確認する(本人の識別をする)

- 身元証明 (Authentication)

被検証者が検証者に対して自分の身元を証明する
(電子証明書を用いた本人確認に相当)

- 身元保証 (Certification)

第三者(権威者)が被検証者の本人性を保証する
(電子証明書の発行に相当)

- 権限確認 (Authorization)

被検証者が何らかの処理を行おうとした際に、検証者が被検証者の権限の有無を確認する

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

- 電子署名法

電子署名及び認証業務に関する法律

ここで言う「認証」は、「Certification」のこと

- 公的個人認証サービスに関連する法律

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
(公的個人認証法)

ここで言う「認証」は、「Certification」のこと

- 電子署名 : Electronic Signature

- 電子認証 : Electronic Authentication

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

- 電子認証局： Certificate Authority

- RA : Registration Authority 登録局
- IA : Issuing Authority 発行局
- VA : Validation Authority 検証局

- RA : 登録局

- 本人確認
- 本人確認の厳格さによって、電子署名認証基盤の信頼性が決まるといっても過言ではない

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

電子署名とオンライン認証の相違点

	電子署名	オンライン認証
位置付け・性格	電子署名が付された文書に、本人がその意思をもって作成した文書として、署名・押印のある文書と同一の法的効力を付するもの。併せて、電子署名の有効性を保証するための厳格な本人確認機能を提供。	特定の人・もの・法人等について、その本人等であって、なりすましではないことを、保証する機能を提供。
主な用途	署名・押印が要求される電子文書（申請書類、届出書類など）のやりとりを伴うオンライン・オフライン手続	機器やシステム、サービスを利用するためのアクセス許可（基本的に、電子文書のやりとりを伴わない）を要求するオンライン手続
効果・ねらい	以下の脅威から手続を保護する ○電子文書の作成者のなりすまし ○電子文書の改ざん ○電子文書の作成者の否認	以下の脅威から手続を保護する ○機器やシステム、サービスの利用者のなりすまし
法律上の定義	電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）上で定義が明文化されている。 （公的個人認証法では電子署名法上の定義を引用。）	オンライン認証（なりすましの防止）のみを取り上げて電子署名と区別した規定は、現行法上ではない。

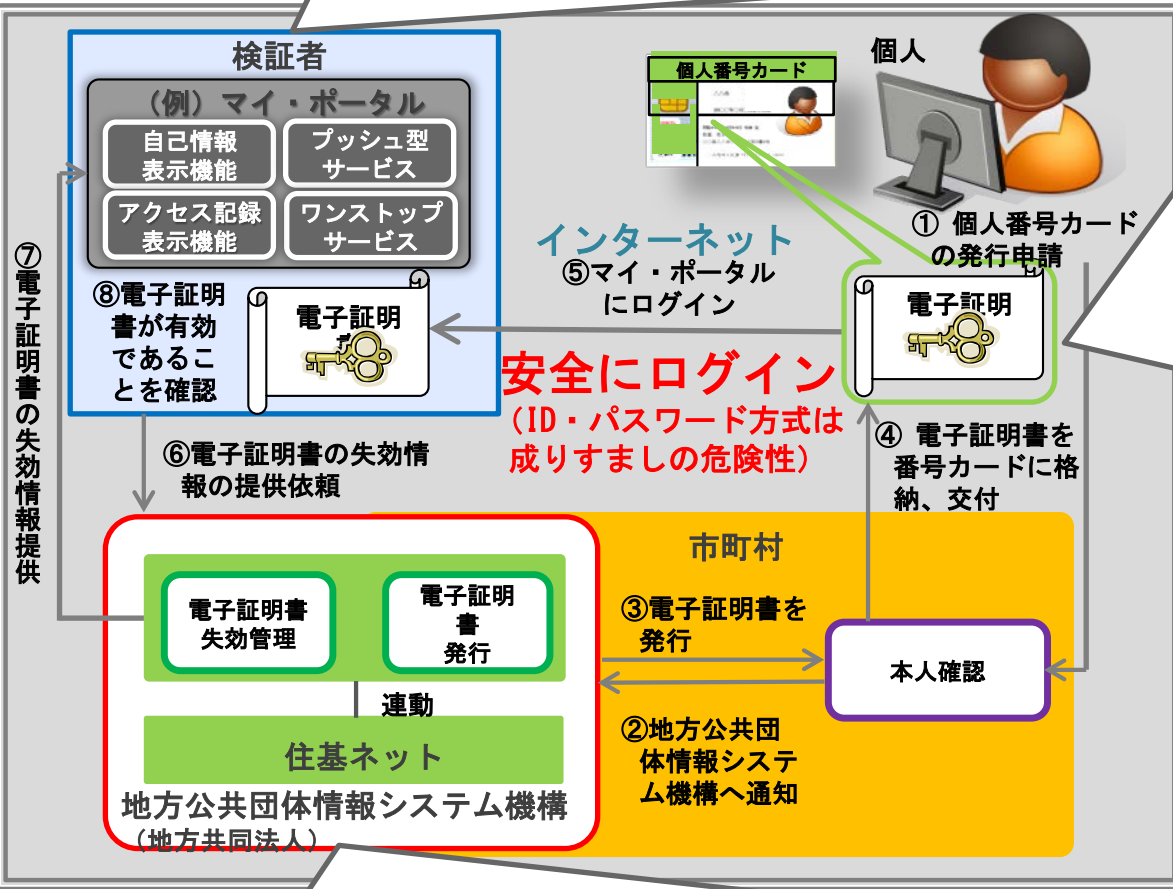
出典：公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会（資料2）
http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/kojin_ninsho/071211_2.html

5. 電子署名・電子認証に対する取組み

●公的個人認証法の一部改正について

【改正点(2)】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点(1)】

署名用電子証明書に加え、利用者証明用電子証明書を新設

◎署名用電子証明書



電子署名

： インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

電子利用者証明



電子利用者証明

： インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書 (基本4情報の記載なし) を用いて利用者本人であることを証明する仕組み

【改正点(3)】

電子証明書の発行を都道府県知事から地方公共団体情報システム機構が行うことに変更

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

6. パーソナルデータに対する取組み

● パーソナルデータに関する検討会の検討状況

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」策定まで

○第1回会合：2013年9月2日

- ◆これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示
 - ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
 - ・事務局より検討すべき論点を提示
 - ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

- ◆第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

○第3回会合：10月29日

- ◆第2回会合に引き続き、各委員及び参考人（第二東京弁護士会）からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

○第4回会合：11月22日

- ◆第3回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。
- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
- ◆技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
- ◆技術検討ワーキンググループの報告



2013年12月20日IT総合戦略本部決定

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」策定まで

○第6回会合：2014年3月27日

- ◆大綱に向けた議論の進め方 ◆第三者機関の体制整備

○第7回会合：4月16日、第8回会合：4月24日

- ◆「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務
- ◆開示等の在り方 ◆域外適用・越境執行協力・国外移転制限等

○第9回会合：5月20日

- ◆データ活用団体からのヒアリング等（新経済連盟、MCF、AICJ、JIAA、規制改革会議）
- ◆技術検討WGからの中間報告
- ◆個人情報の保護と利活用のバランスに係る考え方～医療分野の個人情報
報を例に～ ◆民間による個人情報保護の取組み
- ◆紛争解決方法・罰則等の在り方

○第10回会合：5月30日

- ◆技術検討WGからの報告
- ◆第三者提供におけるオプトアウトの適正な執行
- ◆パーソナルデータの利活用に関する制度改正の基本的な考え方
- ◆これまでの議論を踏まえた論点整理

○第11回会合：6月9日

- ◆大綱（事務局案）提示

○第12回会合：6月19日

- ◆大綱（検討会案）決定



2014年6月24日IT総合戦略本部決定

5. パーソナルデータに対する取組み

● パーソナルデータに関する検討会の検討状況

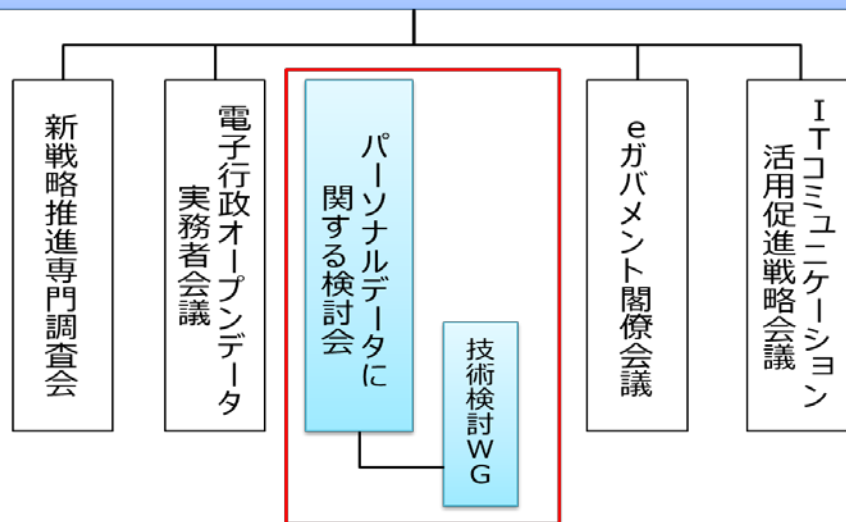
パーソナルデータに関する利活用ルールの特化等に関する調査及び検討を行う

座 長 : 宇賀克也氏 (東京大学教授) : 2014年1月～
委 員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室 (※)、特定個人情報保護委員会、
消費者庁、総務省、経済産業省

(堀部政男氏 現特定個人情報保護委員会委員長 :
2013年9月～12月)

※担当参事官以下の専任化 (2014年3月1日IT総合戦略室内にパーソナルデータ関連制度担当室を設置)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

法学者、弁護士、消費者、経済界からなるバランス良いメンバーで検討

6. パーソナルデータに対する取組み

1. 個人情報の定義の拡充

2

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとする。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの（例：指紋データ及び顔認識データ）
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの（例：携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号）

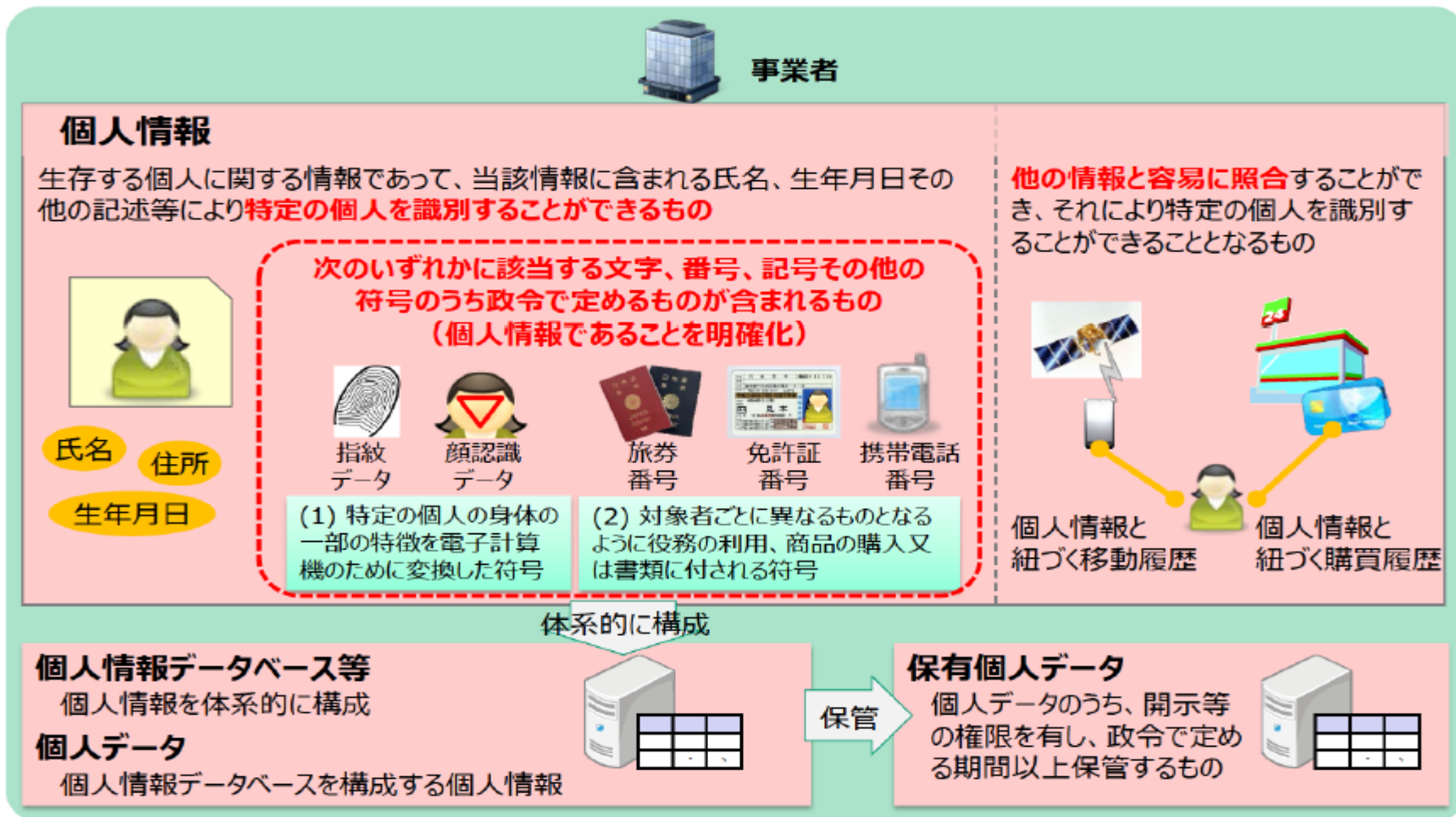
※現行法の定義：「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

6. パーソナルデータに対する取組み

1. 個人情報の定義の拡充

3

個人情報の定義



6. パーソナルデータに対する取組み

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備①

4

(1) 匿名加工情報（仮称）に関する規定の整備

- (ア) 第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4の個人情報保護委員会に届け出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除（他の記述等に置き換えることを含む。）をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。
- (イ) (ア)により匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする。
- (ウ) (イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、(ア)の削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととする（(I)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する場合も同様とする）。
- (I) (イ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする（この(I)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合も同様とする）。

5

(1)匿名加工情報



6. パーソナルデータに対する取組み

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備②

6

(2) 利用目的の制限の緩和

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する際に本人に利用目的を変更することがある旨を通知し、又は公表した場合において、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、利用目的の変更をすることができることとする。

(ア) 変更後の利用目的

(イ) 変更に係る個人情報の項目

(ウ) 本人の求めに応じて変更後の利用目的による取扱いを停止すること及び本人の求めを受け付ける方法

この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。

※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

(3) 情報の利用方法からみた規制対象の縮小

利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（市販の電話帳等）は、個人情報データベース等の規制から除外する。

6. パーソナルデータに対する取組み

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備②

7

(2)利用目的の制限の緩和



6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備①

8

(1) 要配慮個人情報（仮称）に関する規定の整備

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要する記述等（例：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴）が含まれる個人情報については、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外する。

(2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

- (ア) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の提供を受けるときは、その提供をする者が当該個人情報データベース等を取得した経緯等を確認するとともに、提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。
- (イ) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の第三者提供をしたときは、提供の年月日、提供先の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。

(3) 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰対象にする。

6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備①

9



6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備②

10

(4) 本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定の見直し）

個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個人データの第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする。

- (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
- (イ) 第三者に提供される個人データの項目
- (ウ) 第三者への提供の方法
- (エ) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法

この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。

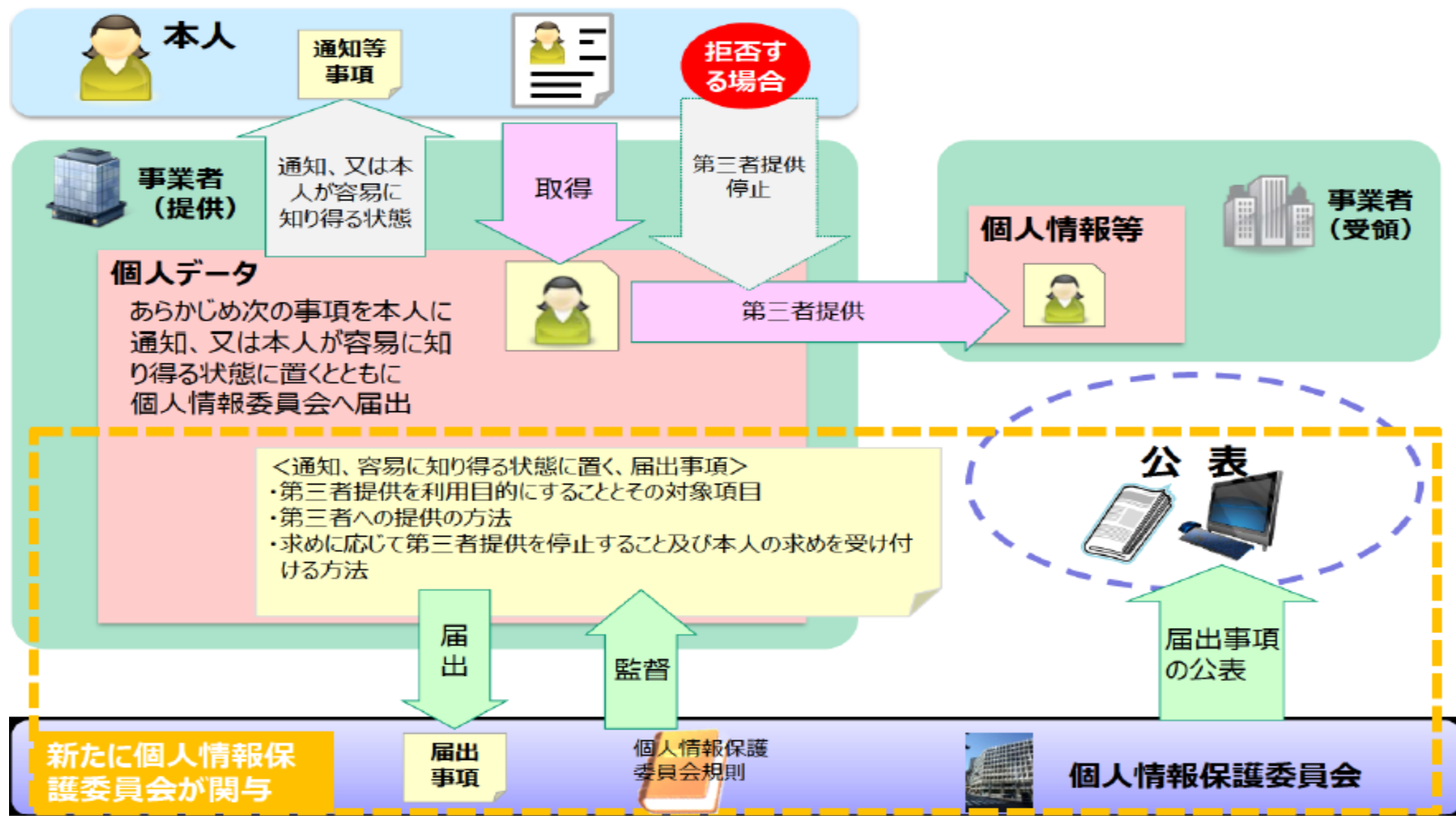
※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備②

11

(4)本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定の見直し）



6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備③

12

(5) 小規模事業者への対応

取り扱う個人情報少量である場合の個人情報取扱事業者からの除外規定を削除する。

(6) 個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく当該個人データを消去するよう努めなければならないこととする。

(7) 開示等請求権の明確化

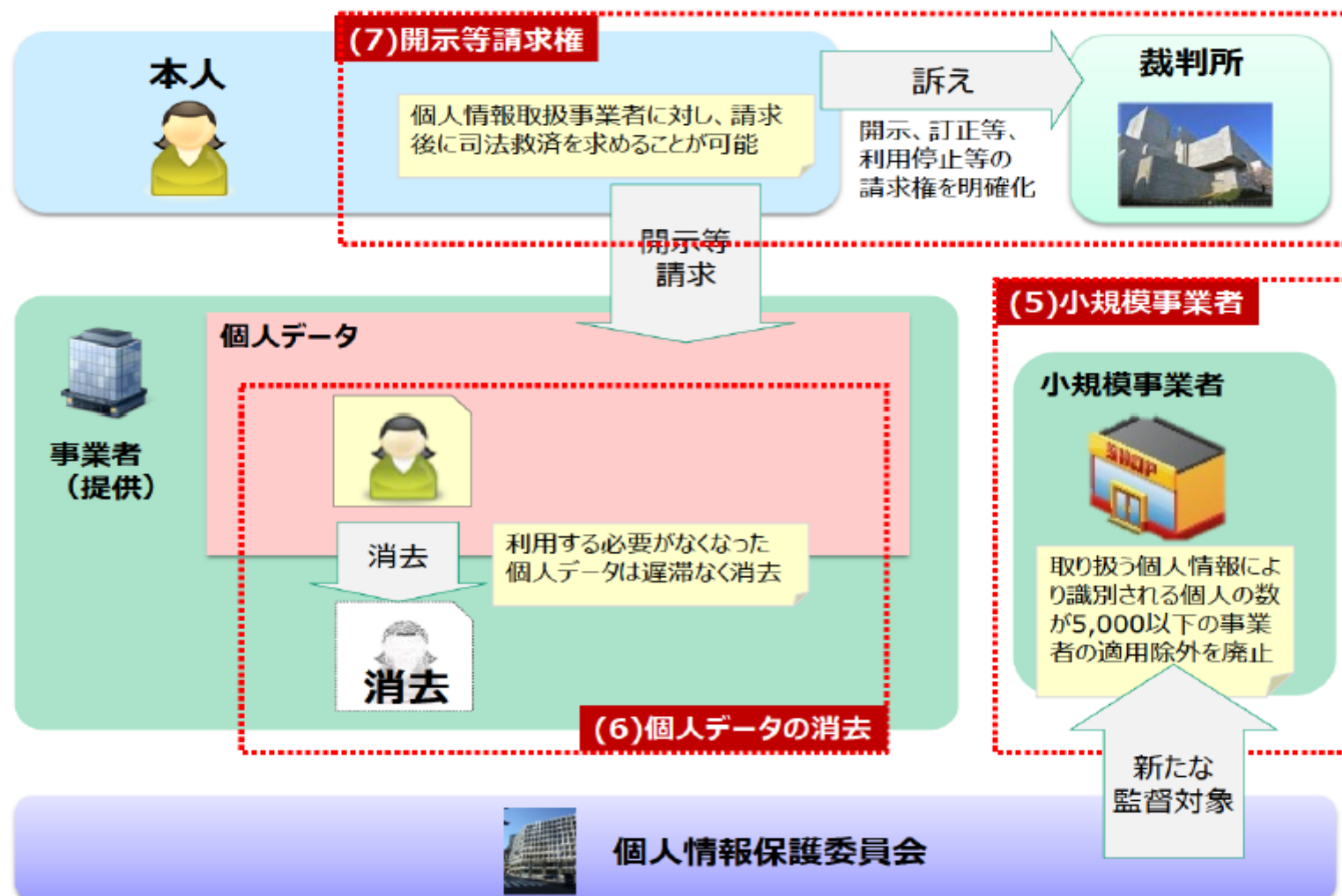
(ア) 個人情報の本人が、個人情報取扱事業者に対して開示、訂正等及び利用停止等の請求を行う権利を有することを明確化する。

(イ) 開示等の請求に係る訴えを提起する前に、個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととする。

6. パーソナルデータに対する取組み

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備③

13



6. パーソナルデータに対する取組み

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備¹⁴

(1) 個人情報保護委員会の主な権限

- (ア) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等の事務をつかさどる内閣府の外局たる機関として、個人情報保護委員会を設置する（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の監督機関である特定個人情報保護委員会を改組）。
- (イ) 個人情報保護委員会には現行の主務大臣の有する報告徴収、命令、認定個人情報保護団体の認定等の権限に加えて、立入検査の権限等を付与する。
- (ウ) 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対する報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣等に委任することができることとする。

(2) 個人情報保護指針の作成への関与

認定個人情報保護団体が、個人情報保護指針を作成する場合には、消費者の意見を代表する者等の意見を聴くよう努め、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととするとともに、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針の変更等を命じることができることとする。また、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針を公表しなければならないこととする。

6. パーソナルデータに対する取組み

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備 15

(2) 認定個人情報保護団体

消費者の意見を
代表する者等



意見

認定個人情報保護団体



事業者

個人情報
保護指針

指針の提供

個人情報
保護指針

消費者意見を代表するもの等から意見を聴いて作成

参加・保護指針の順守

(1) 機能権限

- (イ)
- ・報告徴収
 - ・立入検査
 - ・指導／助言
 - ・勧告
 - ・命令

- ・報告徴収
・立入検査



事業所管大臣

- (ウ) 権限の
委任

- (イ)
- ・認定、認定取消
 - ・報告徴収
 - ・命令

個人情報
保護指針の
届出

公表



届出事項
の公表



個人情報保護委員会

(ア)内閣府の外局 (特定個人情報保護委員会を改組)

個人情報
保護指針

6. パーソナルデータに対する取組み

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備¹⁶

(1) 国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備

本法は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報を取り扱う場合についても、個人情報保護委員会による命令に関する部分を除いて、適用することとする。

(2) 外国執行当局への情報提供に関する規定の整備

個人情報保護委員会は、本法に相当する外国の法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。

(3) 個人データの外国にある第三者への提供の制限

個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合は、当該提供についての本人同意を得るか、次のいずれかの要件を満たさなければならないこととする。

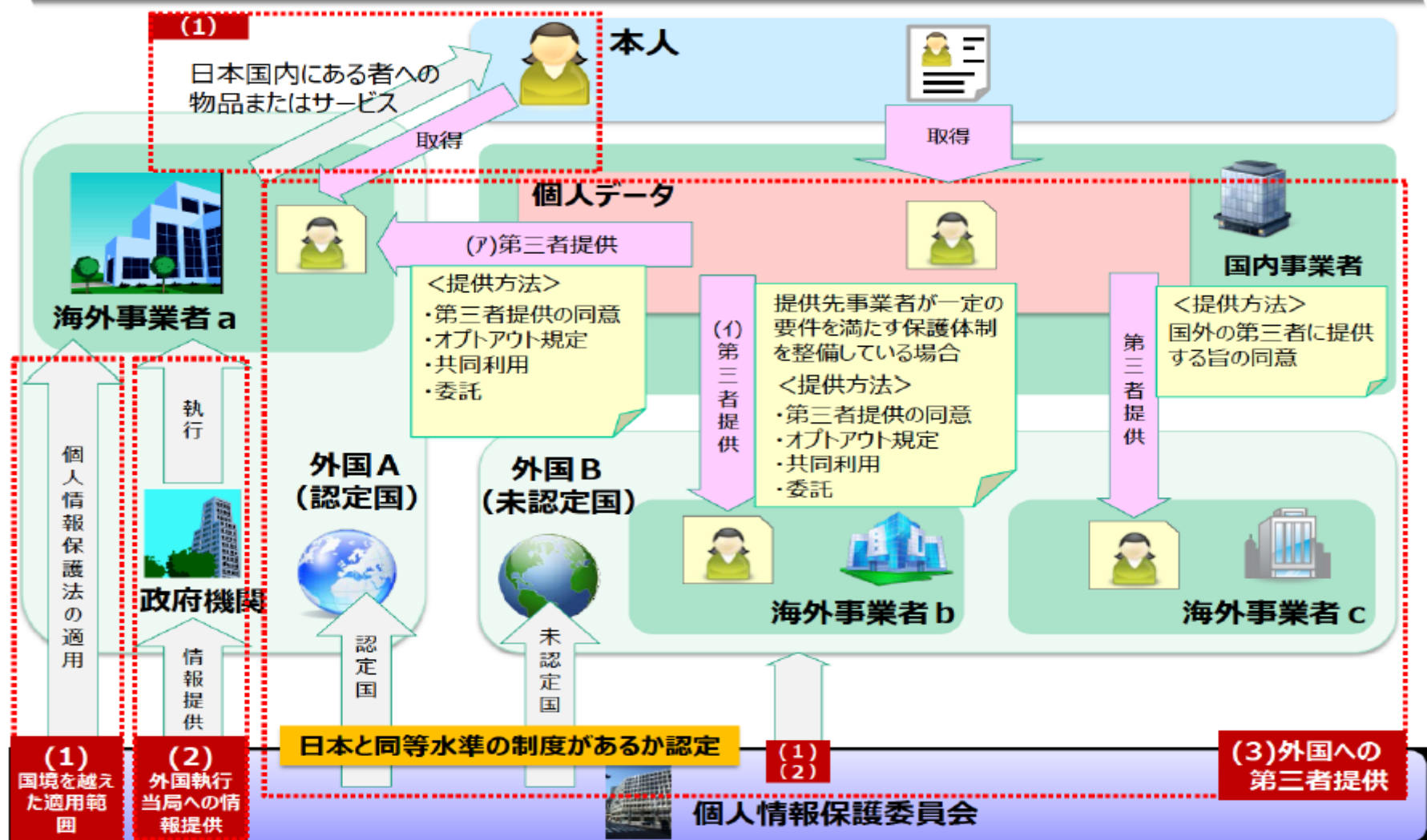
(ア) 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護委員会が定める国にある第三者に提供すること。

(イ) 当該第三者が本法の規定により個人情報取扱事業者が講じなければならないとされている措置に相当する措置を継続的に講じるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していること。

※現行の各企業の適切な移転手続きが合法であることを明確化。

6. パーソナルデータに対する取組み

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備¹⁷



6. パーソナルデータに対する取組み

行政機関等(※)が保有するパーソナルデータに関する研究会 検討経緯等

※「行政機関等」には、独立行政法人、一部の特殊法人、認可法人等を含む。

検討課題

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の指摘（平成26年6月IT総合戦略本部決定）の概要

- 行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえて
 - ・ 利活用の促進（利活用可能となり得るデータの範囲、類型化、取扱いの在り方）
 - ・ 保護対象の明確化
- 上記を踏まえた総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について調査・検討を行う

「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」において検討

検討の経緯

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 第1回 | 7月31日(木) | 初回会合 |
| 第2回 | 8月21日(木) | 経済団体(経団連、新経連)、総務省統計局ヒアリング |
| 第3回 | 8月28日(木) | 消費者団体、日弁連ヒアリング |
| 第4回 | 9月12日(金) | 各分野のヒアリング（医療分野、観光分野、地方自治体の取組） |
| 第5回 | 9月29日(月) | 「論点の整理」の提示、議論 |
| 第6回 | 10月16日(木) | 「論点の整理」の議論② |
| 第7回 | 10月28日(火) | 「中間的な整理」(座長試案)の議論 |
| 第8回 | 11月11日(火) | 「中間的な整理」(座長試案)の議論② |
| | 11月21日(金) | 「中間的な整理」公表 |
| 第9回 | 11月28日(金) | 第三者機関の議論① |
| 第10回 | 12月9日(火) | 第三者機関の議論② |
| 第11回 | 12月18日(木) | 第三者機関の議論③ |

構成員

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 藤原 静雄 | 中央大学法務研究科長・大学院法務研究科教授【座長】 |
| 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所法務部長 |
| 佐藤 一郎 | 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授 |
| 矢野 常寿 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 下井 康史 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 |
| 庄司 昌彦 | 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
講師／主任研究員 |
| 松村 雅生 | 日本大学大学院法務研究科教授 |
| (オブザーバー) | 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 |
| (事務局) | 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 |

6. パーソナルデータに対する取組み

行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用・保護対象

< 匿名加工情報(仮称)の導入 >

特 質

○ 行政機関等が保有する個人情報には、法令等に基づく所掌事務等遂行のための、任意性が低く、個人にとって秘匿性の高いもの(資産状況、犯歴等)が多い(①、②)。一方、民－民関係に近いもの等も存在(③、④)。

○ これらは、民間企業の場合と異なり、商業的目的で加工・提供する一般的な動機、合理性はない。

(個人情報ファイルから類型化した個人情報)

- ・ 非自発的、権力的な収集情報(各種の調査、法令違反や犯罪捜査等に関するもの等)……………①
- ・ 各個人からの義務的な提供情報(許認可や給付に係る申請、届出、定期的報告や課税関係等)……………②
- ・ いわば民－民と同等の関係で保有されているもの(医療関係(電子カルテ)など)……………③
- ・ その他、各種名簿、施設入館者・利用者リスト等(〇〇人材名簿等)……………④

対応の方向

○ 以下の前提の下で匿名加工情報を導入

<目的> “公益的目的”のための利活用に限定

(基本的には非商業的利用。ただし、営利活動でも社会一般に利益が及ぶと期待される場合も含めて考える。)

<範囲> 匿名加工情報として加工し提供し得る個人情報の範囲を限定

(①②は医療情報等を除き基本的には除外。ただし、将来的により詳細な類型化により利活用を図っていく可能性が考えられる。

③④(民－民と同等性等)のうちから、各行政機関の長等が、ニーズ、目的と個人の権利利益の保護を踏まえ判断)

<規律> 再特定禁止等提供先での規律等

(具体的には、民間部門の規律の具体的内容の検討をみつつ検討)

○ 行政機関等個人情報保護法(行個法)の目的外提供の対象を緩和して匿名加工情報を位置付ける。

※国での議論は地方公共団体に波及していくことを考慮し、地方公共団体に丁寧に情報提供を行う。

< 保護対象の明確化 >

○ 指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等の扱いについて、民間部門の整理と整合するよう整理。

6. パーソナルデータに対する取組み

総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係

検討の視点

○国際的整合性

- ・ 権限行使の「独立性」
 - － EUデータ保護規則案において「独立監督機関(independent supervisory authority)」との記述(ただし、独立性に関して規則上詳細な定義はない)。
 - － 欧州評議会第108号条約(追加議定書)は、同条約の批准国について「完全なる独立性をもって権限を行う」と記述。
 - － 現行のEUデータ保護指令においては緩やかな記述にとどまる。その他の主な国際的枠組みには独立性の記述はない。
- ・ 上記いずれのルールにおいても、執行体制は各国に複数あることが許容されている。

○行政機関等が保有する個人情報の特質

- ・ 個人に提供の任意性のない情報や、秘匿性の高い情報が多い。行政機関等は外部に提供する一般的な動機・合理性がない。
⇒これらの特質を有する行政部門の個人情報保護法制に関しては、基本法とは別の法体系として整理。
昭和63年の旧行個法制定以来、総務省(旧総務庁、旧行政管理庁)が所管し、制度運営を担ってきた。

○行政機関等が保有する個人情報に関する高度に専門的な知見

- ・ 総務省は、毎年の施行状況調査を始め、漏えい事案の随時の報告や、運用上のガイドライン等の発出、改訂等を実施
- ・ また、情報公開法、独法通則法、行政不服審査法など行政運営に関する通則的法制や、行政に関する苦情の受付・処理、各行政機関における情報システム(個人情報の保有状況含む)の把握・管理)を所管
⇒総務省には、行政部門の個人情報保護に関する相当の専門的知見が蓄積。関係法令の知見の活用や一体的運用も可能。

○内閣としての責任、政策的一体性

○体制整備の必要性

○国民にとっての分かりやすさ

案の検討

○ とり得る案としてA～D案を検討

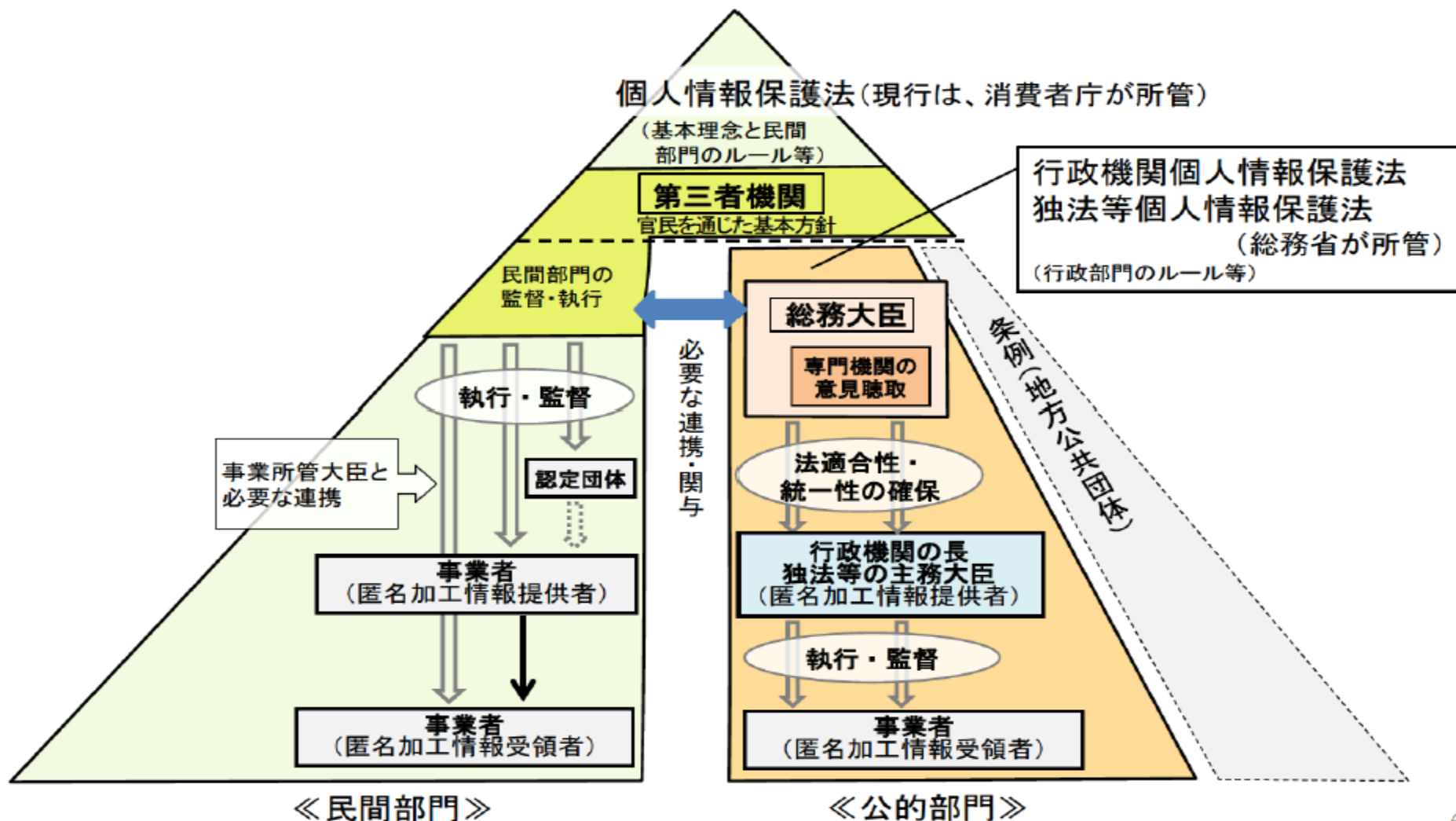
- A 第三者機関への執行・監督権限体制の一元化
- B 第三者機関の総務大臣への関与の権限の付与、総務大臣が執行・監督権限を保持
- C 第三者機関との連携をとりつつ総務大臣が執行・監督権限を保持、行個法に関する専門的な合議機関が関与(新設又は改組)
- D 総務大臣が執行・監督権限を保持(第三者機関、専門機関も関与しない)

⇒ 検討を経て、おおむね次頁イメージ案に議論が集約

6. パーソナルデータに対する取組み

個人情報保護法制の体系と監督機関(イメージ案)

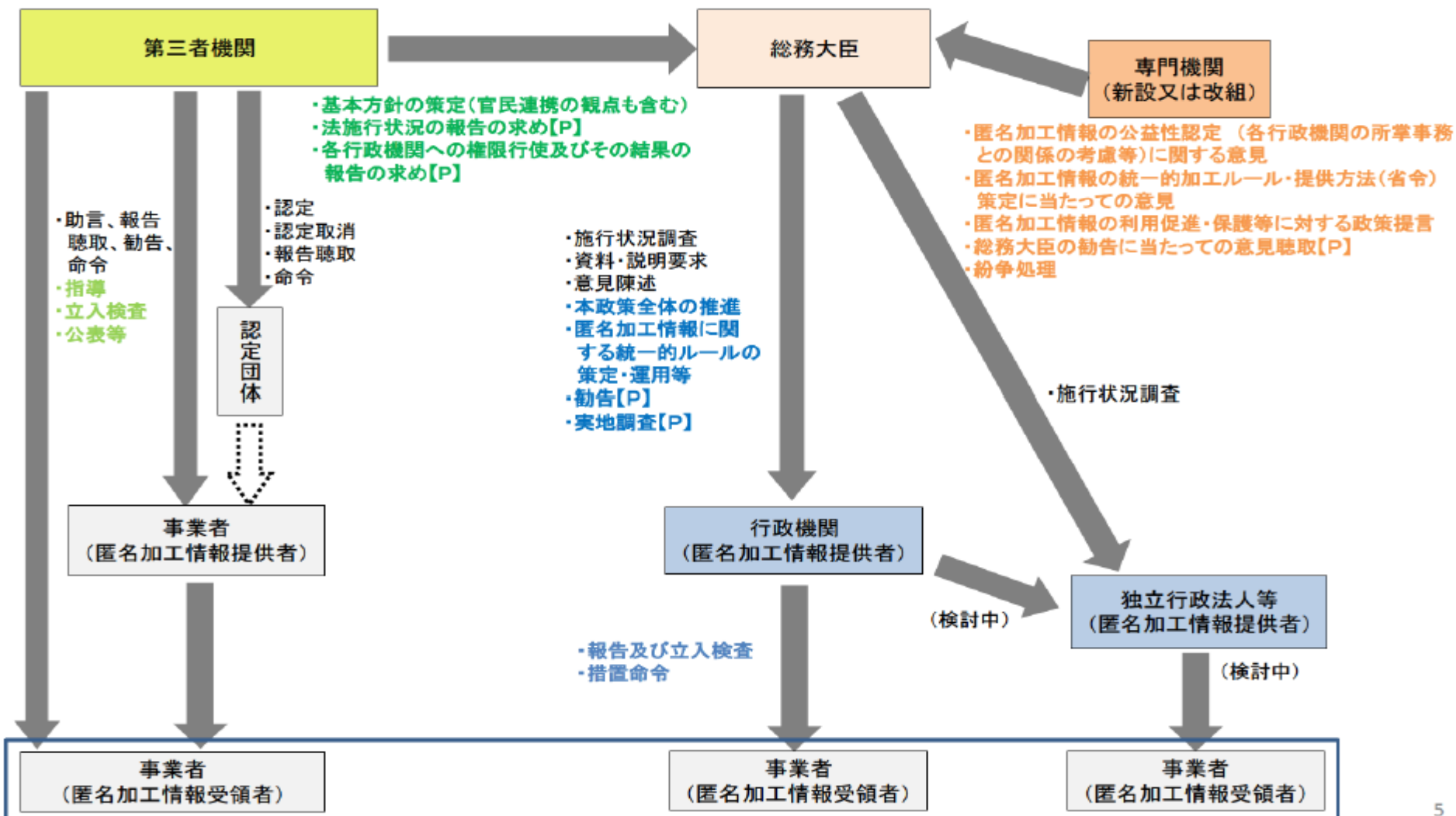
未定稿



6. パーソナルデータに対する取組み

監督機関の在り方について(イメージ案)

未定稿



目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

7. 今後のサイバー空間の安心安全

●情報セキュリティとは

組織にとって価値ある情報資産を、
機密性、完全性、可用性の観点において維持するもの

●通称「セキュリティのCIA」と呼ぶ

機密性
Confidentiality

アクセス許可されたものだけが情報にアクセスできることを確実にすること

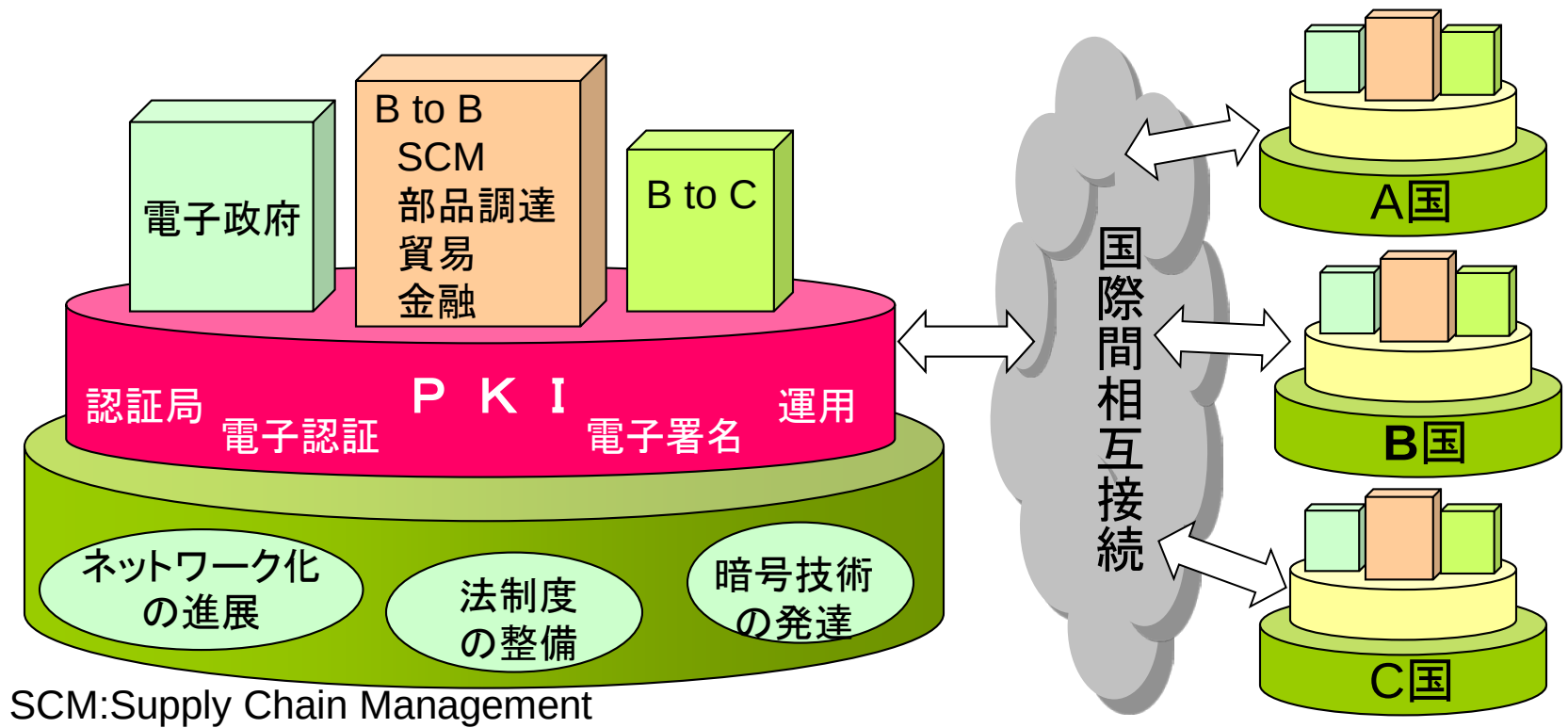
完全性
Integrity

情報及び処理方法が、正確であること及び完全であることを保護すること

可用性
Availability

許可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること

7. 今後のサイバー空間の安心安全



国際的に電子政府、電子商取引の動きが急速に拡大
社会インフラ(PKI)の早期連携

**「サイバーセキュリティ基本法」における重要施策の一つとして
国家における緊急情報の共有化を図るものとする**



7. 今後のサイバー空間の安心安全

- TSDI (Trusted Social **Data** Infrastructure) : ビッグデータ
- TSPI (Trusted Social **Process** Infrastructure) : ビッグプロセス

